

2020年1月30日
第一フロンティア生命保険株式会社

年金支払開始日以後の基礎率等の改定について

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:武富 正夫)は、現在の市中金利の状況などを踏まえて、年金額算出に用いられる基礎率(予定利率、年金管理費)等を以下のとおり改定します。

なお、これらの基礎率は将来変更することがあります。また、年金額は運用期間満了時における年金原資額をもとに年金支払開始時点の基礎率等に基づいて計算されますので、年金支払開始日まで確定いたしません。お客さまそれぞれの年金額については、ご契約の運用期間満了が近づいた際にあらためてご案内させていただきます。

記

1. 年金支払開始日以後の基礎率の改定

(1) 対象

2020年4月1日以降に年金支払開始日を迎えるご契約のうち、円貨建^{※1}、豪ドル建^{※2}およびニュージーランドドル建^{※2}の年金を受け取るご契約

※1 「運用期間中年金支払移行特約」、「年金支払移行特約(平準払用)」の円貨建の特約年金や、「円貨支払特約」を付加して外貨建を円貨建にした(特約)年金などについても同様の取扱いとなります。

※2 「死亡給付金等の年金払特約」、「運用期間中年金支払移行特約」、「年金支払移行特約」の豪ドル建・ニュージーランドドル建の特約年金や、「年金支払移行特約(平準払用)」の豪ドル建の特約年金、「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」を付加している(特約)年金などについても同様の取扱いとなります。

(2) 基礎率の改定

項目	改定後	現行
予定利率 [豪ドル建・ニュージーランドドル建]	<u>年 0.45%</u>	年 0.9%
保険契約関係費(年金管理費) [円貨建の死亡時保証金額付終身年金]	受取年金額に対して <u>最大 1.0%</u>	受取年金額に対して 1.0%

※ 保険契約関係費(年金管理費)は円貨建の死亡時保証金額付終身年金について改定し、確定年金、10年保証期間付終身年金および外貨建の死亡時保証金額付終身年金については改定しません。

(3) 年金額の例

(年金原資額 100,000 豪ドルの場合) ※ニュージーランドドルも同様

年金の種類	改定後	現行
10年確定年金	10,163 豪ドル (▲ 204 豪ドル)	10,367 豪ドル
10年保証期間付終身年金 [女性、年金開始年齢 80 歳の場合]	5,938 豪ドル (▲ 249 豪ドル)	6,187 豪ドル
死亡時保証金額付終身年金 [女性、年金開始年齢 80 歳の場合]	4,124 豪ドル (▲ 644 豪ドル)	4,768 豪ドル

(年金原資額 1,000 万円の場合)

年金の種類	改定後	現行
死亡時保証金額付終身年金 [女性、年金開始年齢 80 歳の場合]	358,300 円 (+ 17,800 円)	340,500 円

2. 年金支払開始日の繰延べに関する基礎率の改定

(1) 対象

繰延べ前の年金支払開始日が 2020 年 4 月 1 日以降のご契約のうち、指定通貨が豪ドルまたはニュージーランドドルであるご契約

(2) 基礎率の改定

項目	改定後	現 行
繰延べ利率 [豪ドル建・ニュージーランドドル建]	<u>年 0.01%</u>	年 0.5%

3. 定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)の基礎率の改定

(1) 対象

終身保険移行日が 2020 年 4 月 1 日以降のご契約のうち、移行後指定通貨が豪ドルまたはニュージーランドドルであるご契約

(2) 基礎率の改定

項目	改定後	現 行
積立利率※ [豪ドル建・ニュージーランドドル建]	<u>年 0.05%</u>	年 0.5%

※移行後基本保険金額の計算に用いる利率であり、終身保険移行日より 2 年間の責任準備金額の利回りは積立利率となります。

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター **0120-876-126** (フリーダイヤル)
営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9：00～17：00

以上